

定 款

2025年6月26日改定

株式会社 **イチケン**

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条

当会社は、株式会社イチケンと称し、英文では、ICHIKEN Co., Ltd. と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条

当会社は、本店を東京都港区に置く。

(目 的)

第 3 条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木、建築の請負
- (2) 土木測量設計全般ならびに建築設計、監理
- (3) 物品の製造ならびに販売
- (4) 土地、建物の経営、売買、貸借およびその仲介
- (5) ホテル、旅館等の宿泊施設の企画、運営、管理および経営
- (6) 商業店舗の企画、運営、管理および経営
- (7) 再生可能エネルギー資源を利用した発電施設等の企画、運営、管理および経営
- (8) 損害保険代理業
- (9) 前各号に付帯する業務

(機 関)

第 4 条

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条

当会社の発行可能株式総数は、2, 224万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集時期)

第12条

当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集者)

第14条

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会の議長)

第15条

株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第16条

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第18条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
4. 増員のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
5. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条

当会社の代表取締役は、監査等委員でない取締役の中から取締役会の決議により定める。

(役付取締役)

第23条

取締役会は、その決議をもって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、取締役最高顧問各若干名を定めることができる。

(取締役会規則)

第24条

取締役会に関する事項については、法令および本定款に定めあるもののほか取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の招集通知)

第25条

取締役会招集の通知は、会日より3日前に各取締役に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の委任)

第27条

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第28条

取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第29条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の規定する限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(相談役、顧問)

第30条

当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問各若干名を置くことができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条

監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会規則)

第32条

監査等委員会に関する事項については、法令および本定款に定めあるもののほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の招集通知)

第33条

監査等委員会招集の通知は、会日より3日前に各監査等委員に対し発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条

会計監査人は、株主総会においてこれを選任する。

(会計監査人の任期)

第36条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該株主総会において再任されたものとする。

第7章 執行役員

(執行役員の選任)

第37条

当社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。

2. 会社と執行役員の関係は、委任に関する規定によるものとする。

(業務の執行等)

第38条

取締役会は、執行役員を選任し、取締役会の決定した業務を執行させることができる。

2. 取締役会および取締役は、執行役員の業務の執行を監督する。

(執行役員規則)

第39条

執行役員に関する事項については、本定款に定めあるもののほか、取締役会で定める執行役員規則による。

第8章 計算

(事業年度)

第40条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金配当の基準日)

第41条

当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当)

第42条

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 2021年6月開催の第95回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除については、なお従前の例による。
2. 2021年6月開催の第95回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。